改正植物防疫法に基づく鳥取県病害虫総合防除計画の策定について

令和6年3月

○令和4年に改正された植物防疫法(令和5年4月1日施行)に基づき、国が示す基本計画を踏まえ、県が令和5年度末までに総合防除計画を定めることとされたことから、新たに鳥取県病害虫総合防除計画を策定しました。

○改正植物防疫法に基づき、気候変動や人、モノの移動の増加を背景とした新たなリスクへの対応のため、<u>緊急対応時における防除の実施体制を定めた</u>ほか、令和5年3月に公表した「鳥取県みどりの食料システム基本計画」で掲げられた化学農薬使用量の低減に向け、<u>化学農薬に頼りすぎない、総合的な病害虫管理体系の確立と普及の推進</u>を目指しています

本県計画の主な内容

- ○本県の実情に合わせた、108種の病害虫の総合防除技術の提示(うち、「植物防疫法施行規則第40条」により国によって定められている指定病害虫は67種)
- ○改正植物防疫法に基づく緊急対応時における防除の実施体制

参考:改正植物防疫法について

みどりの食料システム戦略 関連法

植物防疫法の一部を改正する法律の概要

背景・趣旨

温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、有害動植物の侵入・まん延リスクが増加。



- O 化学農薬の使用に伴う環境負荷の低減が国際的に課題。
- 0 化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤耐性が発達。
 - ⇒ 発生の予防も含めた、農薬だけに頼らない総合的な防除への 移行・普及が急務。
- 加えて、<u>農林水産物・食品の輸出の促進</u>に伴う輸出検査ニーズ の増大に的確に対応する必要。



(薬剤耐性の例) 2015年頃からリン ゴ黒星病の基幹防除 剤であるDMI剤へ の耐性菌が発生

法律の概要

1. 侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化

- ② 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる有害動植物について、<u>防除内容等に係る基準をあらかじめ</u> 作成した場合には、当該有害動植物に対する<u>緊急防除を行う際の告示による事前周知期間(30日間)</u> を短縮。 【第17条の2】
- ③ 緊急防除のうち告示を省略して実施することができる措置の内容を拡充。

【第18条】

2 発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入

- (1) 指定有害動植物に関し、発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針(国)、計画(都道府県)の制度を創設。加えて、都道府県知事は、当該計画において農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。 【第22条の2・第22条の3】
- ② 都道府県知事は、農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即して<u>必要な助言、指導</u>を行うと ともに、それに即した防除が行われず、<u>農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときに勧</u> 告、命令を行うことができるよう措置。 【第24条の3】
- ③ <u>指定有害動植物の異常発生時</u>に農林水産大臣が防除に関する指示をした場合には、都道府県知事は、 農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即した防除が行われず、指定有害動植物の急激なまん 延を防止するために必要があると認めるときに勧告、命令を行うことができるよう措置。 【同上】